

第 4 2 1 回
令和 6 年度第 2 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 6 年 7 月 2 9 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年7月29日（月）13：28～14：15

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階北側会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員
労働者委員 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、久郷委員、中畑委員、馬込委員

【事務局】 労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達について
- (2) 労使の意向表明について
- (3) 特定最低賃金に係る必要性の有無の諮問について
- (4) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

これより第2回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、北海道最低賃金審議会委員全員が出席しておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が12名と取材のため3社の記者の方がいらっしゃいますことを報告いたします。本省からの研修生も2名参加しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

はい、皆さんこんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。

早速、審議に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして、議事録を作成することとなっております。会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、労働者代表委員から金子委員、使用者代表委員から中畑委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第(1)「中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について」でございます。これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料につきましては、事前に委員の皆様にはメールで送付させていただいており

ます。一応、お手元にも縮小版という形で配布しておりますので、こちらの方と一緒に確認していただきたいと思っております。

それでは令和6年7月25日に開催されました中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣に対して目安についての答申がなされております。

まず、答申文を読み上げさせていただきます。

令和6年7月25日

宛先：厚生労働大臣 武見 敬三 殿

発信者：中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之

標 題：令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品

開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開-活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が目安答申文となります。

次に、別紙1といたしまして、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解というものが出されております。こちらにつきましては、要点だけお伝えしたいと思います。

まず、今年度はA・B・Cランクとも一律50円として、引上げ額の目安が示されております。

先ほども言いましたが、中央最低賃金審議会が目安小委員会において、公労使による審議が行われ、最低賃金引上げの必要性については、労使とも一致した意見でしたが、賃上げの水準についての、意見の一致には至らなかったため、公益委員の見解が示されたものです。

公益委員見解を取りまとめるにあたっての背景としましては、令和5年全員協議会報告において「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである。」との合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮ができるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ったとしております。

内容の抜粋になりますが、各ランクの引上げ額の目安につきまして、

①労働者の生計費については、消費者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合は、令和5年10月から今年6月までの期間で見た場合、平均3.2%と昨年に引き続き高い水準となっていること、生活必需品を含む頻繁に購入する支出項目に係る消費者物価も同期間平均で5.4%の高い水準にあることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨から、この水準を勘案することが今年度は適当と考えられる。

②賃金については、春季の賃上げ状況について、全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短期間・契約等労働者の賃上げ額については、5%台後半の引上げで、いずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査第4表における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り、平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たりの付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるが、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の適用となることも考慮すれば、引上げ額の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視し、各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたり、5.0%、金額で50円を基準として検討することが適当であるとされ、賃金改定状況調査における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高く、消費者物価の上昇率はCランクが高めに推移し、雇用情勢もB・Cランクで相対的に良い状況であることから、Aランク50円、比率にして4.5%、Bランク50円、比率で5.2%、Cランクも同じく50円、比率で5.6%が適当とされたものです。

次に、政府に対しての要望として、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識として、地方・中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策の徹底、各種助成金の充実と運用改善、年収の壁・支援強化パッケージの活用の促進等が挙げられております。

また、地方最低賃金審議会への期待として、目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。その上で地方最低賃金審議会においては、目安を十分に参酌しながら、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が

増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることに配慮いただきたい、となっております。

以上、簡単ですが、目安に関する公益意見見解の説明とさせていただきます。

○亀野会長

はい、ありがとうございました。

それでは、先ほどの事務局の説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

○各委員

はい。

○亀野会長

それでは、次の議事に進みます。

議事（２）「労使の意向表明」となります。

中央最低賃金審議会の目安答申を受けての労働者側、使用者側の基本的な意見を発表していただきたいと思います。

それでは最初に労働者側からお願いいたします。

○山田委員

労働者側委員の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは別冊パワーポイントで横書きの部分について、資料として提出させていただいておりますので、こちらに沿って話していきたいと思います。

全部で6点ほどありますが、まず一つ目として、1枚めくっていただきたいのですが、日本の最低賃金は、残念ながら世界と比較するとかなり低い水準だということをおし述べておきたいと思います。これはもうずっと変わらず、OECD加盟先進国の中で最低水準という日本の最低賃金の状況になっております。この下に、アメリカ合衆国があります。これは毎回申し上げているとおり、ここに記載があるのは連邦最賃、要するに全部に適用されるアメリカの最低賃金でありますから、それぞれの州であったり、市であったりっていうのは当然これよりかなり高い水準ということになります。ニューヨークですと2,000円を超えているのですかね、ちょっとわかりませんが、かなり高い水準だということで、日本は、そういった意味では最低水準にあるということが言えるのではなかろうかと思えます。少なくとも、平均年収に対する割合の50%水準に早期に持っていくべきだろうというのが労働者の側の意見となります。

3スライド目につきましては、これはこの間の推移でございますので、見ていただきたいと思えます。日本は赤い線、下から二番目の状況ということになっております。先ほど申しましたアメリカは、ずっと連邦最低賃金は変わっておりませんので、ずっとほぼほぼ横ばいということになっております。

続いて4スライド目の1-3になりますが、最低賃金の世界水準である、先進国

におけるグローバルスタンダードになりつつあるという部分でございますが、中央値ですね。年収の中央値の60%、これに向けて、大幅に引き上げるべきだというふうに記載をしております。四角囲みのグラフの中を見ていただきますと、フランス、韓国はもう60%、6割の水準になっているということになります。イギリスは58%ぐらいですから、もうまもなく今年にはなるのだろうということが推察できると思います。日本は残念ながら、45%ということで、中央値に対して半分にも満たない水準ということになります。これを早期に、6割水準に持っていくべきだというのが労働者の主張でございます。

5スライド目には、経営者の方々、今日お揃いでございますが、非正規雇用労働者の処遇改善ということで、これは就業環境実態調査から必要部分を抜粋しているものでございますので、すべて網羅はしておりませんが、まず2-1としては、非正規雇用労働者の、仕事の内容等々について、統計をしているところでございます。この中で四角囲みの設問の一番左側、仕事の内容ということで、正規雇用労働者とほぼ同じという方が約3割、つまり3人に1人ぐらいの割合でいるということになります。一方一番右端の非正規労働者から転換制度、正規雇用にする制度ということになります。制度があっても実績がない、または制度自体がないというところを合わせますと、残念ながらまだ5割を超えるような状況になっていると、これもやはり、いい人材を定着させるためには、正規雇用にすべき、なおかつ処遇改善すべきだろうというふうに思っているところでございます。

続きまして6スライド目です。2-2として処遇改善、同じ状況でございます。この中で特徴的なのは、上の段の左から二番目のボーナスですね、賞与、我々にとっては一時金ということになります。制度がない、イコール絶対支給していないということではないのだろうと思いますが、制度が約半数がないというところでございます。先ほど、正社員と同等の仕事が3人に1人ということになりますが、賞与に関しては、残念ながら半数、半分ぐらいだということになっております。その他、その右横にずれてきますと、住宅手当、家族手当、その下段の退職金についてはもう、4人に3人がない、制度自体が事業所がないというような状況になっているということになります。多少ましではないですが、整備されているのが昇給制度でございますが、昇給制度はそれなりの制度がある。ただないところも残念ながらまだ、3人に1人、3事業所に1事業所ぐらいまだそういった状況があるということになります。教育訓練に関しましても約半分ぐらいが、非正規雇用労働者の教育訓練は行わないというような状況になっております。

続きまして2-3ですが、これは同一労働同一賃金を表したものでございますが、すでに法施行からもうこの何年か経っております。状況については、一番左端の四角囲みの中で設問の3番目、4番目ですかね。今後、対応予定と対応してないというところを合わせると、残念ながら3割ほどまだ同一労働同一賃金に対応してない、こういった実態があるということになります。

さて、これ以降は実態のところでございますが、8スライド目でございますが、審議においては、各種外部労働市場の資料、これをやっぱり有効活用した審議をしていただきたいということになります。道内の春季生活闘争でございますが、通常

の賃金の引き上げは記載のとおりでございますが、時間給の方々、いわゆる時間給ですから、最低賃金に関わる部分かもしれません。時給の方々は組織されたところでは57円01銭、率にして5.5%引き上がっているということになります。組織されたところは、もちろん交渉によって引き上げているわけでございますが、実際の交渉にも立てない未組織の労働者はいっぱいいるわけですから、これをもとにぜひ引き上げを図っていくべきだろうと思っております。

なお、組織されたところの平均時給、過重平均になりますが、1,086円84銭ということになっております。また、外部市場の部分でございますが、イーアイデム、バイトルそれぞれデータが出ておりましたので、これは7月2日時点と7月11日時点の二つでございます。イーアイデムに関しましては、4,660件全部であります。1,000円未満のところは3.71%と非常に低い数値というふうになっております。なお、1,100円未満となりますと、まあ4件に1件ぐらいの割合ですかね。27.04%ということになっております。またバイトルは、リクルートさんから出ているものでございますが、4,745件中1,000円未満のところは18.40%、1,050円未満のところは、これはもう1,000円未満のところ含んでおりますが、42.11%というような実績になっております。なお、こう先ほど言いました加重平均で、組織されたところは今のところ1,086円84銭ということになっております。一方ではこれは他のデータということになりますが。最低でも1,500円にすべきだというデータも示させておりますし、人らしい暮らし、たまには外出するなり外食するなりなんなりっていう部分を入れれば1,700円なければダメだというデータも出ているぐらいですから、やはり大幅に引き上げるべきだろうと思っております。

9ページには、「4」として、近年の北海道消費者物価指数の推移ということで、2020年、22年ほど高い水準ではございませんが、いずれも3%か4%前後ということの推移で、物価が上がっているということが、これを見てもわかりますので、これを上回る水準は当然なのだろうと。それでなければ、最低賃金の役割をなさないのではないかと主張しておきたいと思っております。

10スライド目になります。「5年収200万円以下をなくそう」ということで、これは国税庁札幌国税局のデータからグラフ化したものでございます。残念ながらだんだん200万円以下は減少傾向ではありますが、まだ4人1人ぐらいの割合で、年収が200万円未満という方が存在しているということになります。ただ、この方々すべてがこの収入で生計を立てているとまでは申しません。家計補助者の方もいらっしゃるかなというふうに思いますが、それでもですね、少なくともこの中にも、この金額で生計を立てている人が間違いなくいるということを考えますと、最低賃金の引き上げが重要になってくるというふうに思っているところでございます。

最後6番目ということで、その他ということになります。6-1、6-2ありますが、先ほど冒頭答申の中にもありまして、パートナーシップ構築宣言や昨年11月29日に出されました、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針または今年2月7日に開催されました北海道政労使会議において、それぞれの宣言や採択がされているということを考えますと、今日お集まりの使用者の団体の方々につきましては、会員企業に、ぜひ取引の適正化、価格転嫁について周知をいただ

きたいと思います。それがなければ、やはり労務費を含めた価格転嫁が進まなければ、いつまでたっても賃金に返すことができないという状況が生まれますので、是非その辺は、労働者側の立場としてもお願いをしておきたいということでございます。一方で私たち労働者につきましても、いつまでも、いいものを安くではなく、適正な価格で買う、買っていく、消費していくという意識付けはもちろん大事だろうと思っておりますので、その辺もできることは我々も協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。労働者側の意向につきましては以上になります。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

それでは、次に使用者側からお願いいたします。

○池田委員

使用者側委員の池田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私の方から 2024 年度の北海道地方最低賃金審議会における使用者側の見解を述べさせていただきます。

まず一つ目ですけれども、お手元に資料がございますが、ご覧になっていただければと思いますけれども、まず一つ目ですが、道内の中小企業を取り巻く経営環境ということで、道内経済の状況でございます。

まず資料の 1 枚目に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業景況調査」がございますが、これによりますと、北海道地域の、2024 年の 4 月から 6 月期の業況判断 D I は前期比 9.8%増と 3 期ぶりに上昇はしておりますが、依然としてマイナス 15.1%とマイナス圏で推移しております。

資料の 2 枚目になりますけれども、日銀札幌支店の「企業短期経済観測」、2024 年の 6 月のものですけれども、これによりますと、道内企業の業況判断、「良い」から「悪い」ものを引いたものになります。前回の 3 月調査から 4 ポイント改善し、17 となっております。製造業につきましては 1 ポイント改善、非製造業では 4 ポイント改善をしております。

一方、資料の 3 枚目になりますけれども、東京商工リサーチの「北海道地区・企業倒産状況」によりますと、2024 年上半期の倒産件数は前年同期比 13%増の 140 件と三年連続で前年同期を上回り、コロナ禍前の 2019 年の同期 122 件をも上回っております。

次に道内の労働需給情勢ですけれども、資料の 4 枚目になりますが、北海道労働局の雇用失業情勢 5 月の分ですが、有効求人倍率は 0.89 倍となり、14 カ月連続で前年同月を下回っております。基調判断も、「道内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」となっております。

有効求人倍率については、資料の 5 枚目ですけれども、全国を 10 ブロックに分けた同一基準、受理地別・季節調整値ですけれども、これで比較しますと北海道は

10ブロックの中で一番低い実態もあります。

一方資料の6枚目になりますけれども、「企業短期経済観測調査」の雇用人員判断、過剰から不足を引いた分ですが、前回3月調査から3ポイント増加のマイナス49となっていますが、先行きについては7ポイント下がって、マイナス56となっております。

この2つの調査結果から、道内企業の人手不足感は一段と強まっているものの、賃金の上昇を受けて求人を控えている状況がうかがえます。

2つ目、使用者側の基本的な考えですけれども、最低賃金については、昨年、地方最低賃金審議会において、中央が示す目安額を上回る引上げがあり、過去最高となる全国加重平均43円の大幅引上げとなりました。北海道においても、昨年40円の大幅引き上げを行っております。その結果、金額改定時点での改定後の最低賃金を下回る賃金で働いている労働者の割合を示す「影響率」、これが前年度から1.3ポイント増加の22.2%となっております。全国平均が21.6%ですから、比較して0.6ポイント高くなっております。

使用者側としても、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要と認識しております。しかしながら、働く人の生活を支えるセーフティーネットとして、すべての企業に例外なく、かつ罰則付きで適用される最低賃金の引き上げは、各企業の経営判断による賃金引き上げとは意味合いが異なります。

北海道の高い「影響率」は、実態として最低賃金が各企業の経営状況にかかわらず、賃上げを余儀なくされていることを示しております。

物価と賃金の上昇局面が続き、賃上げへの社会的な期待感が高まる中で、地方の最低賃金審議が引上げ方向に加熱し、データに基づく冷静な賃金が損なわれることを強く懸念しております。

最低賃金法に則った審議ということで、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法第9条が定める法の原則、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費および賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」とされ、いわゆる三要素、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮することが基本です。

こうした認識の下で、使用者側は中小企業の賃上げの実態を示し、先の三要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基本的な考え方に変わりはありません。

次に、指定日発行の検討ですけれども、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、繁忙期の年末に就業調整を行うケースが増えておりますが、企業にとって労働力確保の面でますます深刻な課題になっております。

これは、「年収の壁」に届かないように働く時間が年々短くなっていることに起因します。この問題は、税制や社会保険制度に起因するものでもあります。最低賃金の引上げが10月に行われていることにも関係しております。現状では、答申から発効までの期間が非常にタイトであり、企業からは十分な準備期間の確保を求める声が年々強まっております。

こうしたことから、使用者側は本年度の審議では、年初めの1月または年度初め

の4月などの指定日発効を主張してまいりたいと思います。

それと三番目、中小企業の経営実態に焦点を当てた議論ということですが、使用者側は、昨年度に続き、今年度の足元の物価上昇や春期労使交渉における賃金引上げの状況、政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024」や「骨太の方針2024」等への配慮が求められていることは十分承知しており、最低賃金を引き上げる必要性は十分に認識をしております。

しかしながら、道内企業の声を聞くと、今春の賃上げは、人材の確保・定着の意味合いが極めて強い状況があります。生産年齢人口の減少に起因して、幅広い業種で人手不足が深刻化しており、新たな人材の確保のみならず、従業員を繋ぎとめるために賃上げを実施したという声が多く聞かれます。特に、消費者物価以上に企業物価が高騰している状況において、価格転嫁が容易ではない中小企業の賃上げ原資は増えておらず、収益を度外視した賃上げという実態もございます。

中小企業は売上機会の損失を防ぐために、人材の確保・定着に努めておりますが、企業体力以上の賃上げを強いられている厳しい経営状況を十分に考慮する必要があります。

こうした状況から、中小企業における事業の継続と雇用維持の観点では、法が定める3要素、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払い能力」に係るデータに基づいて審議することが不可欠です。

本審議を通じて、道内中小企業経営者にとって納得性の高い最低賃金にすることを強く主張いたします。私の方は以上です。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会の目安答申を参考として審議してまいりたいと考えておりますので、円滑な審議につきまして、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

○亀野会長

それでは、次の議事であります、議事(3)「特定最低賃金改正に係る必要性の有無の諮問について」でございます。

北海道労働局長から特定最低賃金改正に係る必要性の有無について諮問がなされると伺っております。

事務局お願いいたします。

○賃金室長

事務局より、諮問文を読み上げさせていただきます。

以前、第1回の際に申しましたが、4業者の方から改正の申出があります。それに対しての諮問という形になります。

では1通目になります。

北労発基 0729 第1号 令和6年7月29日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月9日付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 中本俊光から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2通目となります。

北労発基 0729 第2号 令和6年7月29日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月1日付けをもって申出代表 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部 委員長 荒川孝志から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

3通目となります。

北労発基 0729 第3号 令和6年7月29日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月1日付けをもって申出代表 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口幸一から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

4通目となります。

北労発基 0729 第4号 令和6年7月29日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月5日付けをもって申出代表 全北海道造船機械労働組合協議会(北海道船舶最低賃金連絡会) 議長 橋本康憲から最低賃金法第15条第1

項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

○亀野会長

ただいま4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について、諮問を受けました。

北海道労働局長から挨拶があると伺っております。よろしく申し上げます。

○北海道労働局長

改めまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、本審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきました。委員の皆様におかれましては北海道の地域別最低賃金の改正につきましてのご審議をいただいているところに併せての諮問となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性につきましても、別途ご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます、簡単に私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本審議会終了後に開催する、運営小委員会で審議いたします。

各特定最低賃金の改正決定にかかる申出の概要につきましては、運営小委員会において、事務局より説明してもらうこととなっております。

これまでににつきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、事務局より何かございますでしょうか。

○賃金室長

先日、7月22日に開催いたしました第1回専門部会の報告をさせていただきたいと思っております。

第1回専門部会については公開にて開催いたしまして、関係労使の参考人からの意見聴取を実施しております。

また、第2回専門部会からは、金額審議となりますので、運営小委員会の報告に基づき部会長の判断で北海道地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に規定されている「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に相当するとして、会議を非公開とすることと決定いたしました。

以上でございます。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

以上の事務局からの説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、なければ、これを持ちまして、第2回北海道最低賃金審議会を終了いたします。

以上